

ほっかいどう 1.北海道	
ほっかいどうしょう しゃおよ しょう じ けんりようごなら しょう しゃおよ しょう じ く 北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやす ちいき すいしん かん じょうれい い地域づくりの推進に関する条例	
ぜんぶん 前文	なし
だい しょう 第1章	そうそく 総則
だい じょう 第1条	もくてき 目的
だい じょう 第2条	ていぎ 定義
だい じょう 第3条	きほんりねん 基本理念
だい じょう 第4条	どう せきむ 道の責務
だい じょう 第5条	どう しちょうそん れんけい 道と市町村の連携
だい じょう 第6条	どうみんどう やくわり 道民等の役割
だい じょう 第7条	じょうほう ていきょう 情報の提供
だい じょう 第8条	ざいせいじょう そち 財政上の措置
だい しょう 第2章	しょう しゃ ささ きほんてきさくとう 障がい者を支える基本的施策等
だい じょう 第9条	かんけいほうれいとう ちょうわ 関係法令等との調和
だい じょう 第10条	どうみんどう りかい そくしん 道民等の理解の促進
だい じょう 第11条	きぎょうとう とりくみ しえん 企業等の取組の支援
だい じょう 第12条	いりょう かくほ 医療とリハビリテーションの確保
だい じょう 第13条	いどうしゆだん かくほ 移動手段の確保

だい じょう 第14条	きめ しえん 切れ目のない支援
だい じょう 第15条	ほけん ふくしおよ ぎょういく れんけい 保健・福祉及び教育との連携
だい じょう 第16条	こうれいしゃ さくとう れんけい 高齢者施策等との連携
だい じょう 第17条	しょう しゃ かぞく たい はいりよ 障がい者の家族に対する配慮
だい じょう 第18条	ちいきかんかくさ ぜせいとう 地域間格差の是正等
だい しょう 第3章	しょう しゃ けんりようご 障がい者の権利擁護
だい じょう 第19条	しょう りゆう さべつ きんしとう 障がいを理由とする差別の禁止等
だい じょう 第19条の2	ていぎ 定義なし
だい じょう 第20条	ていぎ 定義なし
だい じょう 第21条	ぎゃくたい きんし 虐待の禁止
だい しょう 第4章	しょう しゃ く ちいき 障がい者が暮らしやすい地域づくり
だい じょう 第22条	きほんししん 基本指針
だい じょう 第23条	ていぎ 定義なし
だい じょう 第24条	いけんちようしゅとう 意見聴取等
だい じょう 第25条	こうひょう 公表
だい じょう 第26条	じゆんよう 準用
だい じょう 第27条	どう しえん 道の支援
だい しょう 第5章	しょう しゃ たい しゅうろう しえん 障がい者に対する就労の支援

だい じょう 第28条	しゅうろうしえん かん しきく 就労支援に関する施策
だい じょう 第29条	しゅうろうしえん すいしんけいかく さくてい 就労支援推進計画の策定
だい じょう 第30条	にんしょうせいど 認証制度
だい じょう 第31条	していほうじん 指定法人
だい じょう 第32条	ちょうたつとう はいりよ 調達等への配慮
だい しょう 第6章	ほっかいどうしょう しゃしゅうろうしえん すいしんいんかい 北海道障がい者就労支援推進委員会
だい じょう 第33条	せっち 設置
だい じょう 第34条	しよしょうじこう 所掌事項
だい じょう 第35条	そしき 組織
だい じょう 第36条	いいん 委員
だい じょう 第37条	かいちょうおよ ふくかいちょう 会長及び副会長
だい じょう 第38条	かいぎ 会議
だい じょう 第39条	ぶかい 部会
だい じょう 第40条	かいちょう いにん 会長への委任
だい しょう 第7章	しょう しゃ く ちいき いいんかい 障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会
だい じょう 第41条	せっち 設置
だい じょう 第42条	しよしょうじこう 所掌事項
だい じょう 第43条	そしき 組織
だい じょう 第44条	いいん 委員

だい じょう 第45条	きそく いにん 規則への委任
だい じょう 第46条	ちいき すいしんいん 地域づくり推進員
だい じょう 第47条	ちょうさ 調査
だい じょう 第48条	かんこくとう 勧告等
だい しょう 第8章	ほっかいどうしょう しゃ く ちいき すいしんほんぶ 北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部
だい じょう 第49条	ほっかいどうしょう しゃ く ちいき すいしんほんぶ 北海道障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部
だい じょう 第50条	ちょうさぶ かい 調査部会
だい じょう 第51条	きそく いにん 規則への委任
だい しょう 第9章	ざっそく 雑則
だい じょう 第52条	ねんじほうこく 年次報告
だい じょう 第53条	きそく いにん 規則への委任

いわてけん 2.岩手県	
しょうがいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例	
ぜんぶん 前文	あり
だいいちじょう 第1条	もくてき 目的
だいにじょう 第2条	ていぎ 定義
だいにさんじょう 第3条	きほんりねん 基本理念
だいにしじょう 第4条	けんせきむ 県の責務
だいにごじょう 第5条	しちょうそんやくわり 市町村の役割
だいにろくじょう 第6条	けんみんどうやくわり 県民等の役割
だいにしちじょう 第7条	ふりえきとりあつかいきんし 不利益な取扱いの禁止
だいにはちじょう 第8条	ぎやくたいきんし 虐待の禁止
だいにくじょう 第9条	こうりゅうかいかくだいとう 交流会の拡大等
だいにじゅうじょう 第10条	しよくいんいくせい 職員の育成
だいにじゅういちじょう 第11条	じょうほうていきょうおよいけんちょうしゆ 情報提供及び意見の聴取
だいにじゅうにじょう 第12条	きょういくしえんたいせいせいびおよじゅうじつ 教育の支援体制の整備及び充実
だいにじゅうさんじょう 第13条	そうごれんたい 相互連帯
だいにじゅうしじょう 第14条	かんけいだんたいとうしえん 関係団体等への支援
だいにじゅうごじょう 第15条	ふりえきとりあつかいとうかんそうだんじよげんとう 不利益な取扱い等に関する相談、助言等

だいじょう 第16条	さいせいじょう そち 財政上の措置
みやぎけんせんたいし 3.宮城県仙台市	
せんたいししょうがい りゆう さべつ しょうがい ひと ひと とも く 仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつく る条例	
ぜんぶん 前文	あり
だい しょう 第1章	そうそく 総則
だい じょう 第1条	もくてき 目的
だい じょう 第2条	ていぎ 定義
だい じょう 第3条	きほんりねん 基本理念
だい じょう 第4条	し せきむ 市の責務
だい じょう 第5条	じぎょうしょ せきむ 事業所の責務
だい じょう 第6条	しみん せきむ 市民の責務
だい しょう 第2章	しょうがい りゆう さべつ きんし 障害を理由とする差別の禁止
だい じょう 第7条	ふとう さべつてきとりあつか きんし 不当な差別的取扱いの禁止
だい じょう 第8条	し おこな ごうりてきはいりよ 市が行う合理的配慮
だい じょう 第9条	じぎょうしゃ おこな ごうりてきはいりよ 事業者が行う合理的配慮
だい しょう 第3章	しょうがい りゆう さべつ かいしょう 障害を理由とする差別を解消するための し さくとう 施策等
だい せつ 第1節	きほんてき し さく 基本的な施策

だい じょう 第10条	けいはつかつどうおよ ころりゆう すいしん 啓発活動及び交流の推進
だい じょう 第11条	しゅうろうおよ こよう かん しえん じゅうじつ 就労及び雇用に関する支援の充実
だい じょう 第12条	い し そつう しえん じゅうじつ 意思疎通の支援の充実
だい じょう 第13条	せいさくけいせいかてい さんかく すいしん 政策形成過程への参画の推進
だい じょう 第14条	かんけいきかん れんけい 関係機関との連携
だい せつ 第2節	さべつ かん そうだんとう 差別に関する相談等
だい じょう 第15条	そうだん 相談
だい じょう 第16条	じょげんまた もと 助言又はあっせんの求め
だい じょう 第17条	じょげんまた 助言又はあっせん
だい じょう 第18条	かんこく 勧告
だい じょう 第19条	こうひょう 公表
だい じょう 第20条	せんだいししょうがいしゃきべつそうだんちょうせいいいんかい 仙台市障害者差別相談調整委員会
だい しょう 第4章	ざっそく 雑則
だい じょう 第21条	いにん 委任

やまがたけん
4.山形県

やまがたけんしやう
山形県障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例

ぜんぶん 前文	あり
だい しょう 第1章	そうそく 総則
だい しょう 第1条	もくてき 目的
だい しょう 第2条	ていぎ 定義
だい しょう 第3条	きほんりねん 基本理念
だい しょう 第4条	けん せきむ 県の責務
だい しょう 第5条	しちやうそん れんけいとう 市町村との連携等
だい しょう 第6条	けんみんとう やくわり 県民等の役割
だい しょう 第7条	ざいせいじやう そち 財政上の措置
だい しょう 第2章	しょう りゆう さべつ かいしょう すいしん 障がいを理由とする差別の解消の推進
だい しょう 第8条	しょう りゆう ふとう さべつてきとりあつか 障がいを理由とする不当な差別的取扱い
だい しょう 第9条	しょう りゆう さべつ かいしょう すいしん 障がいを理由とする差別の解消の推進
だい しょう 第10条	しょう りゆう さべつ かん そうだん 障がいを理由とする差別に関する相談
だい しょう 第11条	そうだんいん はいち 相談員の配置
だい しょう 第3章	きやうせい しゃかい じつげん む しきく 共生する社会の実現に向けた施策
だい しょう 第12条	けいはつおよ ちしき ふきやう 啓発及び知識の普及

だい じょう 第13条	ふくし かん きょういくとう 福祉に関する教育等
だい じょう 第14条	い し そつう しゅだん かくほ 意思疎通のための手段の確保
だい じょう 第15条	ちいきせいかつ しえん 地域生活の支援
だい じょう 第16条	こようおよ しゅうろう しえん 雇用及び就労の支援
だい じょう 第17条	しゃかいさん かつどう すいしん 社会参加活動の推進
だい じょう 第18条	きょうせい しゃかい じつげん む すいしんたいせい せいび 共生する社会の実現に向けた推進体制の整備

いばらきけん
5.茨城県

しょうがい ひと ひと とも あゆ しあわ く いばらきけん じょうれい
障害のある人もない人も共に歩み幸せに暮らすための茨城県づくり条例

ぜんぶん 前文	あり
だい じょう 第1条	もくてき 目的
だい じょう 第2条	ていぎ 定義
だい じょう 第3条	きほんりねん 基本理念
だい じょう 第4条	けん せきむ 県の責務
だい じょう 第5条	けんみんとう やくわり 県民等の役割
だい じょう 第6条	けん しようそん れんけい 県と市町村との連携
だい じょう 第7条	ざいせいじょう そち 財政上の措置
だい じょう 第8条	けいはつかつどう 啓発活動
だい じょう 第9条	さべつ きんし 差別の禁止
だい じょう 第10条	とくていそうだん 特定相談
だい じょう 第11条	とくていそうだん いたく 特定相談の委託
だい じょう 第12条	じよげんまた 助言又はあっせんの求め
だい じょう 第13条	じじつ ちょうさ 事実の調査
だい じょう 第14条	じよげんまた 助言又はあっせん
だい じょう 第15条	かんこく 勧告

だい じょう 第16条	こうひょう 公表
だい じょう 第17条	いけんちんじゆつ きかい ふよ 意見陳述の機会の付与
だい じょう 第18条	きょうぎかい せっち 協議会の設置
だい じょう 第19条	きょうぎかい じむとう 協議会の事務等
だい じょう 第20条	きょうぎかい そしき 協議会の組織
だい じょう 第21条	かいちよう 会長
だい じょう 第22条	かいぎ 会議
だい じょう 第23条	かんけいしゃ いけん ちょうしゆ 関係者からの意見の聴取
だい じょう 第24条	きょうぎかい いにん 協議会への委任
だい じょう 第25条	いにん 委任
ふそく 付則	

さいたまけん
6.埼玉県さいたま市

さいたま市誰れともくしょうがいしゃけんりようごとうかんじょうれい
さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例

ぜんぶん 前文	あり
だいしょう 第1章	そうそく 総則
だいいちじょう 第1条	もくてき 目的
だいにじょう 第2条	ていぎ 定義
だいにじょう 第3条	きほんりねん 基本理念
だいにじょう 第4条	しせきむ 市の責務
だいにじょう 第5条	しみんとうせきむ 市民等の責務
だいにじょう 第6条	けいかくさくていとう 計画の策定等
だいにじょう 第7条	しみんそうごいけんこうかんとく 市民相互の意見交換等
だいにじょう 第8条	けんしょう 顕彰
だいにじょう 第2章	しょうがいしゃけんりようご 障害者の権利擁護
だいでつ 第1節	しょうがいしゃさべつきんしとう 障害者への差別の禁止等
だいにじょう 第9条	さべつきんし 差別の禁止
だいにじょう 第10条	もうした 申立て
だいにじょう 第11条	じあんちようさ 事案の調査
だいにじょう 第12条	じよげんおよ 助言及びあっせん

だい じょう 第13条	かんこく 勸告
だい じょう 第14条	こうひょう 公表
だい じょう 第15条	いいんかい せっちとう 委員会の設置等
だい せつ 第2節	しょうがいしゃ ぎゃくたい きんしとう 障害者への虐待の禁止等
だい じょう 第16条	ぎゃくたい きんし 虐待の禁止
だい じょう 第17条	つうほう 通報
だい じょう 第18条	つうほう う ばあい そちとう 通報を受けた場合の措置等
だい じょう 第19条	たちいりちようさ 立入調査
だい じょう 第20条	たいせい せいび 体制の整備
だい じょう 第21条	ぎゃくたいぼうし とりくみじょうきょう こうひょう 虐待防止の取組状況の公表
だい しょう 第3章	しょうがいしゃ じりつおよ しゃかいさんか しえん 障害者の自立及び社会参加のための支援
だい じょう 第22条	しょうがいしゃとう そうごうてき しえんとう 障害者等への総合的な支援等
だい じょう 第23条	せいねんこうけんせいどうとう りよう しえんとう 成年後見制度等の利用の支援等
だい じょう 第24条	しょうがいしゃ きょじゅうばしょ かくほうとう 障害者の居住場所の確保等
だい じょう 第25条	しょうがいしゃ しゃかいさんか きかい かくだい 障害者の社会参加の機会の拡大
だい じょう 第26条	しょうがいしゃ しゃかいさんか きかい かくだい 障害者の社会参加の機会の拡大
だい じょう 第27条	しょうがい しえん 生涯にわたる支援
だい じょう 第28条	しょうがいしゃ ほいくとう じっし 障害者への保育等の実施

だい じょう 第29条	しょうがいしゃ たい ほうかつてき きょういく じっしとう 障害者に対する包括的な教育の実施等
だい じょう 第30条	しょうがいしゃ しゅうろうしえん 障害者の就労支援
だい じょう 第31条	じりつしえんきょうぎかい せつちとう 自立支援協議会の設置等
だい しょう 第4章	ほそく 補則
だい じょう 第32条	いにん 委任

ちばけん 7.千葉県	
しょうがい ひと ひと とも く ちばけん しょうれい 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例	
ぜんぶん 前文	あり
だい しょう 第1章	そうそく 総則
だい じょう 第1条	もくてき 目的
だい じょう 第2条	ていぎ 定義
だい じょう 第3条	きほんりねん 基本理念
だい じょう 第4条	けん せきむ 県の責務
だい じょう 第5条	けん しようそん れんけい 県と市町村との連携
だい じょう 第6条	けんみん やくわり 県民の役割
だい じょう 第7条	ざいせいじょう そち 財政上の措置
だい しょう 第2章	さべつ じあん かいけつ 差別の事案の解決
だい じょう 第8条	さべつ きんし 差別の禁止
だい じょう 第9条	さくじょ 削除
だい じょう 第10条	さくじょ 削除
だい じょう 第11条	さくじょ 削除
だい じょう 第12条	さくじょ 削除
だい じょう 第13条	さくじょ 削除

だい じょう 第14条	そうだんぎょうむ いたく 相談業務の委託
だい じょう 第15条	ぎょうむすいこう げんそく 業務遂行の原則
だい じょう 第16条	こういきせんもんしどういん 広域専門指導員
だい じょう 第17条	しどうおよ じよげん 指導及び助言
だい じょう 第18条	きょうりよく 協力
だい じょう 第19条	しょくむすいこう げんそく 職務遂行の原則
だい じょう 第20条	そうだん 相談
だい じょう 第21条	じよげんおよ じょう 助言及びあっせんの申立て
だい じょう 第22条	じじつ ちょうさ 事実の調査
だい じょう 第23条	じよげんおよ 助言及びあっせん
だい じょう 第24条	かんこくとう 勧告等
だい じょう 第25条	いけん ちょうしゆ 意見の聴取
だい じょう 第26条	そしょう えんじよ 訴訟の援助
だい じょう 第27条	かしつけきん へんかんとく 貸付金の返還等
だい じょう 第28条	ひみつ ほ じ 秘密の保持
だい しょう 第3章	すいしん かいぎ 推進会議
だい じょう 第29条	せっち 設置
だい じょう 第30条	ぶんやべつかいぎ 分野別会議
だい しょう 第4章	りかい ひろ 理解を広げるための施策

だい じょう 第31条	ひょうしょう 表彰
だい じょう 第32条	じょうほう ていきょうとう 情報の提供等
だい しょう 第5章	ざっそく 雑則
だい じょう 第33条	じょうれい うんようじょう はいりよ 条例の運用上の配慮
だい じょう 第34条	かんけいぎょうせい きかん そち 関係行政機関の措置
だい じょう 第35条	いにん 委任
だい じょう 第36条	ばっそく 罰則

とうきょうとはちおうじし
8.東京都八王子市

しょうがい ひと ひと とも あんしん く はちおうじ じょうれい
障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例

ぜんぶん 前文	あり
だい じょう 第1条	もくてき 目的
だい じょう 第2条	ていぎ 定義
だい じょう 第3条	きほんりねん 基本理念
だい じょう 第4条	し せきむ 市の責務
だい じょう 第5条	しみんとう せきむ 市民等の責務
だい じょう 第6条	さべつ きんしとう 差別の禁止等
だい じょう 第7条	ごうりてき はいりよ 合理的な配慮
だい じょう 第8条	しみんとう りかい そくしん 市民等の理解の促進
だい じょう 第9条	いどうしゆだん かくほ 移動手段の確保
だい じょう 第10条	じょうほうでんたつ 情報伝達
だい じょう 第11条	いりょうおよ 医療及びリハビリテーション
だい じょう 第12条	きょういく 教育
だい じょう 第13条	りょうよう 療養
だい じょう 第14条	かんけいほうれいとう ちょうわ 関係法令等との調和
だい じょう 第15条	さべつ かん そうだん じょげんとう 差別に関する相談、助言等

だい じょう 第16条	そうだんいん 相談員
だい じょう 第17条	じよげんおよ 助言及びあつせんの申立て もうした
だい じょう 第18条	じじつ ちょうさ 事実の調査
だい じょう 第19条	じよげんまた 助言又はあつせん
だい じょう 第20条	かんこく 勧告
だい じょう 第21条	ちょうせいいいんかい 調整委員会
だい じょう 第22条	いにん 委任

にいがたけん にいがたし
9.新潟県新潟市

にいがたししょう ひと ひと とも い じょうれい
新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例

ぜんぶん 前文	あり
だい しょう 第1章	そうそく 総則
だい じょう 第1条	もくてき 目的
だい じょう 第2条	ていぎ 定義
だい じょう 第3条	し せきむ 市の責務
だい じょう 第4条	しみんとう やくわり 市民等の役割
だい しょう 第2章	さべつ かいしょう 差別の解消
だい せつ 第1節	さべつ きんし 差別の禁止
だい じょう 第5条	ていぎ 定義なし
だい せつ 第2節	さべつ みぜんぼうしさく 差別の未然防止策
だい じょう 第6条	しゅうちけいはつとう 周知啓発等
だい じょう 第7条	しょう ひと はいりょ とりくみ おこな じぎょうしゃ しゅうち 障がいのある人に配慮した取組を行う事業者の周知
だい じょう 第8条	じょうれいすいしんかいぎ せっちとう 条例推進会議の設置等
だい せつ 第3節	さべつ じ ごたいおうさく 差別の事後対応策
だい じょう 第9条	そうだん 相談
だい じょう 第10条	じょうげんまた もうした 助言又はあっせんの申立て

だい じょう 第11条	じじつ ちょうさ 事実の調査
だい じょう 第12条	じょげんまた 助言又はあっせん
だい じょう 第13条	かんこく 勧告
だい じょう 第14条	じじつ こうひょう 事実の公表
だい じょう 第15条	いけんちんじゆつ きかい ふよ 意見陳述の機会の付与
だい じょう 第16条	ちょうせいいいんかい せつちとう 調整委員会の設置等
だい しょう 第3章	しょう ひと じりつおよ しゃかいさんか しえん 障がいのある人の自立及び社会参加のための支援
だい じょう 第17条	きょういく 教育
だい じょう 第18条	ほいくおよ りょういく 保育及び療育
だい じょう 第19条	にんてい えん きょういくおよ ほいく 認定こども園における教育及び保育
だい じょう 第20条	しゅうろうしえん 就労支援
だい じょう 第21条	たてものとう かんりとう 建物等の管理等
だい じょう 第22条	きょじゅうばしょ かくほ 居住場所の確保
だい じょう 第23条	てきせつ せつめいとう 適切な説明等
だい じょう 第24条	じょうほうおよ いし そつう 情報及び意思疎通
だい しょう 第4章	ざつそく 雑則
だい じょう 第25条	その他

<small>とやまけん</small> 10.富山県	
<small>しょうがい</small> <small>ひと</small> <small>じんけん</small> <small>そんちよう</small> <small>けんみんみな</small> <small>とも</small> <small>かがや</small> <small>とやまけん</small> <small>じょうれい</small> 障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例	
<small>ぜんぶん</small> 前文	あり
<small>だい しょう</small> 第1章	<small>そうそく</small> 総則
<small>だい しょう</small> 第1条	<small>もくてき</small> 目的
<small>だい しょう</small> 第2条	<small>ていぎ</small> 定義
<small>だい しょう</small> 第3条	<small>きほんりねん</small> 基本理念
<small>だい しょう</small> 第4条	<small>けん せきむ</small> 県の責務
<small>だい しょう</small> 第5条	<small>しちようそん れんけい</small> 市町村との連携
<small>だい しょう</small> 第6条	<small>けんみん せきむ</small> 県民の責務
<small>だい しょう</small> 第7条	<small>ざいせいじよう そち</small> 財政上の措置
<small>だい しょう</small> 第2章	<small>しょうがい りゆう さべつ きんし</small> 障害を理由とする差別の禁止
<small>だい しょう</small> 第8条	<small>ていぎ</small> 定義なし
<small>だい しょう</small> 第3章	<small>たいしょうじあん かいけつ てつづき</small> 対象事案の解決のための手続
<small>だい せつ</small> 第1節	<small>そうだんたいせい</small> 相談体制
<small>だい しょう</small> 第9条	<small>とくていそうだん</small> 特定相談
<small>だい しょう</small> 第10条	<small>ちいきそうだんいん</small> 地域相談員
<small>だい しょう</small> 第11条	<small>こういきせんもんそうだんいん</small> 広域専門相談員

だい じょう 第12条	し どうおよ じょげん 指導及び助言
だい じょう 第13条	れんたいおよ きょうりやく 連帯及び協力
だい せつ 第2節	とやまけんしょうがい ひと そうだん かん ちょうせいいいんかい 富山県障害のある人の相談に関する調整委員会
だい じょう 第14条	
だい せつ 第3節	たいしょうじあん かいけつ てつづき 対象事案の解決のための手続
だい じょう 第15条	じょげんまた もうした 助言又はあっせんの申立て
だい じょう 第16条	じじつ ちょうさ 事実の調査
だい じょう 第17条	じょげんまた 助言又はあっせん
だい じょう 第18条	かんこく 勧告
だい じょう 第19条	こうひょう 公表
だい じょう 第20条	いけん ちょうしゆ 意見の聴取
だい じょう 第21条	じょげんまた てつづき しゅうりょう 助言又はあっせんの手続の終了
だい じょう 第22条	ふきゅうけいはつ 普及啓発
だい じょう 第23条	しょうがいおよ しょうがい ひと かん きょういく すいしん 障害及び障害のある人に関する教育の推進
だい じょう 第24条	ていぎ 定義なし
だい しょう 第4章	ざっそく 雑則
だい じょう 第25条	きそく いにん 規則への委任

ぎふけん
11.岐阜県

ぎふけんしょうがいひとひとともいせいりゅうくにじょうれい
岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例

ぜんぶん 前文	あり
だい しょう 第1章	そうそく 総則
だい じょう 第1条	もくてき 目的
だい じょう 第2条	ていぎ 定義
だい じょう 第3条	きほんりねん 基本理念
だい じょう 第4条	けん せきむ 県の責務
だい じょう 第5条	しょうがいしゃかんけいだんたい やくわり 障害者関係団体の役割
だい じょう 第6条	しちょうそんおよ しょうがいしゃかんけいだんたい れんけいとう 市町村及び障害者関係団体との連携等
だい じょう 第7条	けんみん やくわり 県民の役割
だい じょう 第8条	じぎょうしゃ やくわり 事業者の役割
だい しょう 第2章	しょうがい りゆう さべつ 障害を理由とする差別
だい じょう 第9条	ていぎ 定義なし
だい しょう 第3章	きょうせいしゃかいじつげんし さく 共生社会実現施策
だい じょう 第10条	けんみんかいぎ 県民会議
だい じょう 第11条	けいはつとう 啓発等
だい じょう 第12条	きょういく じゅうじつ 教育の充実

だい じょう 第13条	こうりゅう そくしん 交流の促進
だい じょう 第14条	けんしょう 顕彰
だい じょう 第15条	ざいせいじょう そち 財政上の措置

<small>あいちけん</small> 12.愛知県	
<small>あいちけんしょうがいしゃさべつかいしょうすいしんじょうれい</small> 愛知県障害者差別解消推進条例	
<small>ぜんぶん</small> 前文	なし
だい じょう 第1条	もくてき 目的
だい じょう 第2条	ていぎ 定義
だい じょう 第3条	きほんりねん 基本理念
だい じょう 第4条	けん せきむ 県の責務
だい じょう 第5条	けんみん せきむ 県民の責務
だい じょう 第6条	じぎょうしゃ せきむ 事業者の責務
だい じょう 第7条	<small>しゃかいてきしょうへき じょきよ じっし ひつよう ごうりてき はいりよ かん</small> 社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する <small>かんきょう せいび</small> 環境の整備
だい じょう 第8条	けん しょうがい りゆう さべつ きんし 県における障害を理由とする差別の禁止
だい じょう 第9条	じぎょうしゃ しょうがい りゆう さべつ きんし 事業者における障害を理由とする差別の禁止
だい じょう 第10条	そうだんおよ ぶんそう ぼうしとう たいせい せいびとう 相談及び紛争の防止等のための体制の整備等
だい じょう 第11条	きょうぎかい 協議会

だい じょう 第12条	しょうがい りゆう きべつ かいしょう かん けいはつとう 障害を理由とする差別の解消に関する啓発等
だい じょう 第13条	じょげん また しどう もと とう 助言、あっせん又は指導の求め等
だい じょう 第14条	あいちけんしょうがいしゃ きべつ かいしょう ちようせい いんかい 愛知県障害者差別解消調整委員会
だい じょう 第15条	しょうがい りゆう きべつ きんし かん しょくいん てきせつ たいおう 障害を理由とする差別の禁止に関し職員が適切に対応するための要領
だい じょう 第16条	ざいせいじょう そち 財政上の措置

<small>きょうとふ</small> 13.京都府	
<small>きょうとふしょうがい</small> <small>ひと</small> <small>ひと</small> <small>とも</small> <small>あんしん</small> <small>く</small> <small>しゃかい</small> <small>じょうれい</small> 京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例	
<small>ぜんぶん</small> 前文	あり
<small>だい しょう</small> 第1章	<small>そうそく</small> 総則
<small>だい じょう</small> 第1条	<small>ていぎ</small> 定義
<small>だい じょう</small> 第2条	<small>きほんりねん</small> 基本理念
<small>だい じょう</small> 第3条	<small>ふ</small> <small>せきむ</small> 府の責務
<small>だい じょう</small> 第4条	<small>ふみん</small> <small>せきむ</small> 府民の責務
<small>だい じょう</small> 第5条	<small>しゃかいてきしょうへき</small> <small>じょきょ</small> <small>じっし</small> <small>ひつよう</small> <small>ごうりてき</small> <small>はいりよ</small> <small>かん</small> 社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する <small>かんきょう</small> <small>せいび</small> 環境の整備
<small>だい しょう</small> 第2章	<small>しょうがいしゃ</small> <small>けんりりえき</small> <small>ようご</small> <small>しさく</small> 障害者の権利利益の擁護のための施策
<small>だい せつ</small> 第1節	<small>ふり えきとりあつか</small> <small>きんしとう</small> 不利益取扱いの禁止等
<small>だい じょう</small> 第6条	<small>ふり えきとりあつか</small> <small>しょうがいしゃ</small> <small>けんりりえき</small> <small>しんがい</small> <small>きんし</small> 不利益取扱いによる障害者の権利利益の侵害の禁止
<small>だい じょう</small> 第7条	<small>ていぎ</small> 定義なし
<small>だい じょう</small> 第8条	<small>しゃかいてきしょうへき</small> <small>じょきょ</small> <small>ごうりてき</small> <small>はいりよ</small> 社会的障壁の除去のための合理的な配慮
<small>だい せつ</small> 第2節	<small>とくていそうだんとう</small> 特定相談等
<small>だい じょう</small> 第9条	<small>とくていそうだん</small> 特定相談
<small>だい じょう</small> 第10条	<small>ち いきそうだんいん</small> 地域相談員

だい じょう 第11条	こういきせんもんそうだんいん 広域専門相談員
だい じょう 第12条	しどうおよ じよげん 指導及び助言
だい じょう 第13条	れんけいおよ きょうりよく 連携及び協力
だい せつ 第3節	ふり え きとりあつか かん じよげんまた とう 不利益取扱いに関する助言又はあっせん等
だい じょう 第14条	じよげんまた 助言又はあっせん
だい じょう 第15条	ていぎ 定義なし
だい じょう 第16条	しりょうていきょう ようきゆうとう 資料提供の要求等
だい じょう 第17条	かんこく 勧告
だい じょう 第18条	こうひょう 公表
だい じょう 第19条	きょうとふしやうがいしやそうだんとうちようせいいいんかい 京都府障害者相談等調整委員会
だい しょう 第3章	きょうせいしやかい じつげん む しきく すいしんとう 共生社会の実現に向けた施策の推進等
だい じょう 第20条	けいはつかつどう じっし 啓発活動の実施
だい じょう 第21条	こうりゆう すいしん 交流の推進
だい じょう 第22条	こようおよ しゅうろう そくしん 雇用及び就労の促進
だい じょう 第23条	ぶん かげいじゆつかつどうとう すいしん 文化芸術活動等の推進
だい じょう 第24条	ふみんとう かつどう そくしん 府民等の活動の促進
だい じょう 第25条	きょうとふしやうがい ひと ひと とも あんしん く 京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい しやかい すいしんきょうぎ かい 社会づくり推進協議会
だい しょう 第4章	ざっそく 雑則

だい じょう 第26条	ざいせいじょう そ ち 財政上の措置
だい じょう 第27条	きそく いにん 規則への委任
だい しょう 第5章	ばっそく 罰則
だい じょう 第28条	ばっそく 罰則

おおさかふ
14.大阪府

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん じょうれい
障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例

ぜんぶん 前文	なし
だい じょう 第1条	もくてき 目的
だい じょう 第2条	ていぎ 定義
だい じょう 第3条	きほんりねん 基本理念
だい じょう 第4条	ふ せきむ 府の責務
だい じょう 第5条	ふみんおよ じぎょうしゃ せきむ 府民及び事業者の責務
だい じょう 第6条	しちようそん れんけい 市町村との連携
だい じょう 第7条	こうえきしえんそうだんいん 公益支援相談員
だい じょう 第8条	きようぎかい しもんとう 協議会への諮問等
だい じょう 第9条	あつせんのもと あつせんの求め
だい じょう 第10条	あつせん
だい じょう 第11条	かんこく 勧告
だい じょう 第12条	こうひょう 公表
だい じょう 第13条	きそく いにん 規則への委任
だい じょう 第14条	ばつそく 罰則

<small>ならけん</small> 15.奈良県	
<small>ならけんしょうがい</small> <small>ひと</small> <small>ひと</small> <small>く</small> <small>しゃかい</small> <small>じょうれい</small> 奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例	
<small>ぜんぶん</small> 前文	あり
<small>だい しょう</small> 第1章	<small>そうそく</small> 総則
<small>だい じょう</small> 第1条	<small>もくてき</small> 目的
<small>だい じょう</small> 第2条	<small>ていぎ</small> 定義
<small>だい じょう</small> 第3条	<small>きほんりねん</small> 基本理念
<small>だい じょう</small> 第4条	<small>けん せきむ</small> 県の責務
<small>だい じょう</small> 第5条	<small>けん しょうそん れんけい</small> 県と市町村との連携
<small>だい じょう</small> 第6条	<small>けんみんおよ じぎょうしゃ やくわり</small> 県民及び事業者の役割
<small>だい じょう</small> 第7条	<small>ざいせいじょう そち</small> 財政上の措置
<small>だい しょう</small> 第2章	<small>しょうがい りゆう さべつ きんし</small> 障害を理由とする差別の禁止
<small>だい じょう</small> 第8条	<small>ふりえき とりあつかい きんし</small> 不利益な取 扱の禁止
<small>だい じょう</small> 第9条	<small>しゃかいてきしょうへき じょきよ ごうりてき はいりよ</small> 社会的障壁の除去のための合理的な配慮
<small>だい しょう</small> 第3章	<small>しょうがい りゆう さべつ かいしょう しさく</small> 障害を理由とする差別を解消するための施策
<small>だい じょう</small> 第10条	<small>そうだんおよ しえん</small> 相談及び支援
<small>だい じょう</small> 第11条	<small>そうだんいん はいち</small> 相談員の配置
<small>だい じょう</small> 第12条	<small>ひつよう そち もと</small> 必要な措置の求め

だい じょう 第13条	じよげん 助言またはあっせん
だい じょう 第14条	かんこくとう 勧告等
だい じょう 第15条	こうひょう 公表
だい しょう 第4章	なら けん しょうがいしゃ そうだん とうちょう さいいん かい 奈良県障害者相談等調査委員会
だい じょう 第16条	ていぎ 定義なし
だい しょう 第5章	しょうがいしゃ およ しょうがい ひと かん りかい そくしん 障害者及び障害のある人に関する理解の促進
だい じょう 第17条	ていぎ 定義なし
だい しょう 第6章	ざっそく 雑則
だい じょう 第18条	その他
だい しょう 第7章	ばっそく 罰則
だい じょう 第19条	ていぎ 定義なし

わかやまけんわかやまし
16.和歌山県和歌山市

わかやまししょうがいしゃさべつかいしょうすいしんじょうれい
和歌山市障害者差別解消推進条例

ぜんぶん 前文	なし
だいじょう 第1条	もくてき 目的
だいじょう 第2条	ていぎ 定義
だいじょう 第3条	きほんりねん 基本理念
だいじょう 第4条	しによるいしそつうしえんじつし 市による意思疎通支援の実施
だいじょう 第5条	しのせきむ 市の責務
だいじょう 第6条	しみんとうやくわり 市民等の役割
だいじょう 第7条	しょうがいりゆうとすまべつかんそうだん 障害を理由とする差別に関する相談
だいじょう 第8条	じょげんまたもと 助言又はあつせんの求め
だいじょう 第9条	ちようさ 調査
だいじょう 第10条	じょげんまた 助言又はあつせん
だいじょう 第11条	かんこく 勧告
だいじょう 第12条	こうひよう 公表
だいじょう 第13条	いけんちようしゆ 意見の聴取
だいじょう 第14条	わかやまししょうがいしゃさべつかいしょうちようせいいいんかいせつちとう 和歌山市障害者差別解消調整委員会の設置等

しまねけんまつえし
17.島根県松江市

まつえししょう ひと ひと とも す じょうれい
松江市障がいのある人もない人も共に住みよいまちづくり条例

ぜんぶん 前文	あり
だい しょう 第1章	そうそく 総則
だい じょう 第1条	もくてき 目的
だい じょう 第2条	ていぎ 定義
だい じょう 第3条	きほんりねん 基本理念
だい じょう 第4条	し せきむ 市の責務
だい じょう 第5条	しみんとう やくわり 市民等の役割
だい しょう 第2章	さべつおよ ぎゃくたい きんし 差別及び虐待の禁止
だい じょう 第6条	さべつおよ ぎゃくたい きんし 差別及び虐待の禁止
だい じょう 第7条	そうごりかい そくしん 相互理解の促進
だい しょう 第3章	ごうりてきはいりよ そくしん と く 合理的配慮の促進の取り組み
だい じょう 第8条	ごうりてきはいりよ そくしん と く 合理的配慮の促進の取り組み
だい じょう 第9条	ごうりてきはいりよ ひょうか 合理的配慮の評価
だい しょう 第4章	さべつなどじあん かいけつ と く 差別等事案を解決するための取り組み
だい じょう 第10条	まつえししょう しゃさべつかいしょうすいしんいんかい せっち 松江市障がい者差別解消推進委員会の設置
だい じょう 第11条	そうだん 相談

だい じょう 第12条	じよげんまた 助言又はあつせんの申立て
だい じょう 第13条	ちようさ 調査
だい じょう 第14条	じよげんまた 助言又はあつせん
だい じょう 第15条	かんこく 勧告
だい じょう 第16条	こうひよう 公表
だい しょう 第5章	ざっそく 雑則
だい じょう 第17条	[ざっそく 雑則]

とくしまけん 18.徳島県	
しょうがいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例	
ぜんぶん 前文	あり
だい しょう 第1章	そうそく 総則
だい じょう 第1条	もくてき 目的
だい じょう 第2条	ていぎ 定義
だい じょう 第3条	きほんりねん 基本理念
だい じょう 第4条	けん せきむ 県の責務
だい じょう 第5条	しちようそんとう れんけい 市町村等との連携
だい じょう 第6条	けんみん きやうりよく 県民の協力
だい じょう 第7条	ざいせいじやう そち 財政上の措置
だい しょう 第2章	しょうがいのある人の権利の擁護
だい せつ 第1節	しょうがいのある人に対する差別等の禁止
だい じょう 第8条	さべつとう きんし 差別等の禁止
だい じょう 第9条	しゃかいてきしょうへき じよきよ ごうりてき はいりよ 社会的障壁の除去のための合理的な配慮
だい せつ 第2節	さべつとう かん そうだんたいせい 差別等に関する相談体制
だい じょう 第10条	さべつとうおよ ごうりてきはいりよ かん そうだん 差別等及び合理的配慮に関する相談
だい じょう 第11条	しょうひん はんばいおよ えきむ ていきやう しょうがい りゆう ふりえきとりあつか 商品の販売及び役務の提供における障害を理由とする不利益取扱いの

	きんし 禁止
だい じょう 第12条	しんたいしょうがいしゃそうだんいんとう れんけい 身体障害者相談員等との連携
だい せつ 第3節	さべつとう がいとう じあんかいけつ しく 差別等に該当する事案解決の仕組み
だい じょう 第13条	じょげんまた もと 助言又はあっせんの求め
だい じょう 第14条	じじつ ちょうさ 事実の調査
だい じょう 第15条	じょげんまた 助言又はあっせん
だい じょう 第16条	かんこく 勧告
だい じょう 第17条	じじつ こうひょう 事実の公表
だい じょう 第18条	とくしまけんしょう ひと そうだん かん ちょうせいいいんかい 徳島県障がいのある人の相談に関する調整委員会
だい しょう 第3章	ちいき きょうせいしゃかい じつげん む とりくみ 地域における共生社会の実現に向けた取組
だい せつ 第1節	じょうほう しゅとく たい しえん 情報の取得、コミュニケーションに対する支援
だい じょう 第19条	じょうほう しゅとくおよ い しそつう しょうへき じよきよ 情報の取得及び意思疎通における障壁の除去
だい じょう 第20条	しょう ひと はいりよ じょうほうはっしんとう 障がいのある人に配慮した情報発信等
だい じょう 第21条	い しそつうとう しゅだん ふきゅう 意思疎通等の手段の普及
だい じょう 第22条	い しそつうしえんしゃ ようせいとう 意思疎通支援者の養成等
だい じょう 第23条	さいがい じとう じょうほう かくほ 災害時等の情報の確保
だい せつ 第2節	しょう ひと いどう たい しえん 障がいのある人の移動に対する支援
だい じょう 第24条	いどうしゅだん かくほ ひつようせい 移動手段の確保の必要性

だい じょう 第25条	しんたいしょうがいしゃほ じょけん 身体障害者補助犬
だい じょう 第26条	しょう ひと こうつうあんぜんとう 障がいのある人の交通安全等
だい せつ 第3節	じりつおよ しゃかいさんか 自立及び社会参加
だい じょう 第27条	しょう しゃ しんこう 障がい者スポーツの振興
だい じょう 第28条	さんか きかい ていきょうとう スポーツに参加する機会の提供等
だい じょう 第29条	きょうぎすいじゆん こうじょう 競技水準の向上
だい じょう 第30条	ぶん かげいじゆつかつどう しんこう 文化芸術活動の振興
だい じょう 第31条	ぶん かげいじゆつかつどう さんか きかい ていきょうとう 文化芸術活動に参加する機会の提供等
だい じょう 第32条	ぶん かげいじゆつかつどう はってん 文化芸術活動の発展
だい じょう 第33条	ちいき かつやく ば じゅうじつ 地域における活躍の場の充実
だい じょう 第34条	しゅうろうとう しえん 就労等への支援
だい しょう 第4章	けんみんりかい そくしん 県民理解の促進
だい じょう 第35条	こうほうおよ けいはつ すいしん 広報及び啓発の推進
だい じょう 第36条	しょう ひと ひと こうりゅう すいしん 障がいのある人とない人の交流の推進
だい じょう 第37条	けんみんとう かつどう そくしん 県民等の活動の促進
だい じょう 第38条	けんしょう 顕彰
だい しょう 第5章	ざっそく 雑則
だい じょう 第39条	きそく くにん 規則への委任
だい じょう 第40条	ばっそく 罰則

ふそく 附則	
-----------	--

<small>ながさきけん</small> 19.長崎県	
<small>しょうがい</small> <small>ひと</small> <small>ひと</small> <small>とも</small> <small>い</small> <small>へいわ</small> <small>ながさきけん</small> <small>じょうれい</small> 障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり条例	
<small>ぜんぶん</small> 前文	あり
<small>だい しょう</small> 第1章	<small>そうそく</small> 総則
<small>だい じょう</small> 第1条	<small>もくてき</small> 目的
<small>だい じょう</small> 第2条	<small>ていぎ</small> 定義
<small>だい じょう</small> 第3条	<small>きほんりねん</small> 基本理念
<small>だい じょう</small> 第4条	<small>けん せきむ</small> 県の責務
<small>だい じょう</small> 第5条	<small>けん しまた まち れんけい</small> 県と市又は町との連携
<small>だい じょう</small> 第6条	<small>し およ まち やくわり</small> 市及び町の役割
<small>だい じょう</small> 第7条	<small>けんみんどう やくわり</small> 県民等の役割
<small>だい じょう</small> 第8条	<small>ざいせいじょう そち</small> 財政上の措置
<small>だい しょう</small> 第2章	<small>しょうがい</small> <small>ひと</small> <small>たい</small> <small>さべつ</small> <small>きんし</small> 障害のある人に対する差別の禁止
<small>だい じょう</small> 第9条	<small>さべつ</small> <small>きんし</small> 差別の禁止
<small>だい じょう</small> 第10条	<small>ふくし</small> <small>ていきょう</small> <small>さべつ</small> <small>きんし</small> 福祉サービスの提供における差別の禁止
<small>だい じょう</small> 第11条	<small>いりょう</small> <small>ていきょう</small> <small>さべつ</small> <small>きんし</small> 医療の提供における差別の禁止
<small>だい じょう</small> 第12条	<small>しょうひんおよ</small> <small>ていきょう</small> <small>さべつ</small> <small>きんし</small> 障害のある人に対する差別の禁止

だい じょう 第13条	ろうどうおよ じょう さべつ きんし 労働及び雇用における差別の禁止
だい じょう 第14条	きょういく さべつ きんし 教育における差別の禁止
だい じょう 第15条	けんちくぶつ りょう さべつ きんし 建築物の利用における差別の禁止
だい じょう 第16条	こうつうきかん りょう さべつ きんし 交通機関の利用における差別の禁止
だい じょう 第17条	ふどうさんとりひき さべつ きんし 不動産取引における差別の禁止
だい じょう 第18条	じょうほう ていきょうどう さべつ きんし 情報の提供等における差別の禁止
だい じょう 第19条	い し ひょうじ じゅりょう さべつ きんし 意思表示の受領における差別の禁止
だい しょう 第3章	しょうがい ひと たい さべつ きんし しさく 障害のある人に対する差別をなくすための施策
だい せつ 第1節	しょうがい ひと そうだん かん ちょうせいいいんかい 障害のある人の相談に関する調整委員会
だい じょう 第20条	いいんかい せっち 委員会の設置
だい じょう 第21条	しよしょうじ む 所掌事務
だい じょう 第22条	いいんかい そしき 委員会の組織
だい じょう 第23条	いいんかい いいん にんめいどう 委員会の委員の任命等
だい じょう 第24条	いいんちょうおよ ふくいんちょう 委員長及び副委員長
だい じょう 第25条	かいぎ 会議
だい じょう 第26条	しゅひぎむ 守秘義務
だい じょう 第27条	しょういいんかい 小委員会
だい じょう 第28条	しよむ 庶務

だい せつ 第2節	そうだんたいせい 相談体制
だい じょう 第29条	とくていそうだん 特定相談
だい じょう 第30条	ちいきそうだんいん 地域相談員
だい じょう 第31条	こういきせんもんそうだんいん 広域専門相談員
だい せつ 第3節	たいしょうじあん かいけつ てつづき 対象事案の解決のための手続
だい じょう 第32条	じよげんまた もうした 助言又はあっせんの申立て
だい じょう 第33条	じじつ ちょうさ 事実の調査
だい じょう 第34条	じよげんまた 助言又はあっせん
だい じょう 第35条	かんこく 勧告
だい じょう 第36条	こうひょう 公表
だい じょう 第37条	いけん ちょうしゆ 意見の聴取
だい じょう 第38条	じよげんまた てつづき しゅうりょう 助言又はあっせんの手続の終了
だい しょう 第4章	しょうがいおよ しょうがい ひと たい りかい ふか しまく 障害及び障害のある人に対する理解を深めるための施策
だい じょう 第39条	ひょうしょう 表彰
だい じょう 第40条	けんみん りかい かんしん ぞうしん 県民の理解と関心の増進
だい しょう 第5章	しょうがい ひと ひと とも い へいわ ながさきけん すいしんかいぎ 障害のある人もない人も共に生きる平和な長崎県づくり推進会議
だい じょう 第41条	すいしんかいぎ せっち 推進会議の設置
だい じょう 第42条	けんぎ 建議

だい じょう 第43条	すいしんかいぎ そしき 推進会議の組織
だい じょう 第44条	すいしんかいぎ いいん にんめいとう 推進会議の委員の任命等
だい じょう 第45条	ざちようおよ ふくざちよう 座長及び副座長
だい じょう 第46条	ぶんかかい 分科会
だい じょう 第47条	ながさきけんしょうがいしゃし さくすいしんきようぎ かいとう れんけい 長崎県障害者施策推進協議会等との連携
だい じょう 第48条	じゅんよう 準用
だい しょう 第6章	ざっそく 雑則
だい じょう 第49条	きそく いにん 規則への委任
だい じょう 第50条	ばっそく 罰則

くまもとけん
20.熊本県

しょうがい ひと ひと とも い くまもと しょうれい
障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例

ぜんぶん 前文	あり
だい しょう 第1章	そうそく 総則
だい じょう 第1条	もくてき 目的
だい じょう 第2条	ていぎ 定義
だい じょう 第3条	きほんりねん 基本理念
だい じょう 第4条	けん せきむ 県の責務
だい じょう 第5条	しちょうそん れんけい 市町村との連携
だい じょう 第6条	けんみん やくわり 県民の役割
だい じょう 第7条	ざいせいじょう そち 財政上の措置
だい しょう 第2章	しょうがいしゃ けんりようご 障害者の権利擁護
だい せつ 第1節	しょうがい りゆう さべつ きんし 障害を理由とする差別の禁止
だい じょう 第8条	ふり え きとりあつか きんし 不利益取扱いの禁止
だい じょう 第9条	しゃかいてきしょうへき じょきよ ごうりてき はいりよ 社会的障壁の除去のための合理的な配慮
だい せつ 第2節	ぎやくたい きんし 虐待の禁止
だい じょう 第10条	ていぎ 定義なし
だい せつ 第3節	しょうがい りゆう さべつとう かん そうだん 障害を理由とする差別等に関する相談

だい じょう 第11条	とくていそうだん 特定相談
だい じょう 第12条	ちいきそうだんいん 地域相談員
だい じょう 第13条	こういきせんもんそうだんいん 広域専門相談員
だい じょう 第14条	しどうおよ じよげん 指導及び助言
だい じょう 第15条	れんけいおよ きょうりよく 連携及び協力
だい せつ 第4節	ふりえ きとりあつか がいとう じあん かいけつ 不利益取扱いに該当する事案の解決のための仕組み
だい じょう 第16条	じよげんまた 助言又はあっせんの求め
だい じょう 第17条	じよげんまた 助言又はあっせん
だい じょう 第18条	かんこく 勧告
だい じょう 第19条	じじつ こうひよう 事実の公表
だい じょう 第20条	いけんちんじゆつ きかい ふよ 意見陳述の機会の付与
だい しょう 第3章	けんみん りかい そくしん 県民の理解の促進
だい じょう 第21条	ていぎ 定義なし
だい しょう 第4章	くまもとけんしょうがいしゃ そうだん かん ちょうせいいいんかい 熊本県障害者の相談に関する調整委員会
だい じょう 第22条	ていぎ 定義なし
だい しょう 第5章	ざっそく 雑則
だい じょう 第23条	きそく いにん 規則への委任
だい じょう 第24条	ぼっそく 罰則

ふそく 附則	
-----------	--

<small>おおいたけん</small> 21.大分県	
<small>しょうがいのある人もない人も心豊かに暮らせる</small> <small>おおいたけん</small> <small>じょうれい</small> 障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例	
<small>ぜんぶん</small> 前文	あり
<small>だい しょう</small> 第1章	<small>そうそく</small> 総則
<small>だい じょう</small> 第1条	<small>もくてき</small> 目的
<small>だい じょう</small> 第2条	<small>ていぎ</small> 定義
<small>だい じょう</small> 第3条	<small>きほんげんそく</small> 基本原則
<small>だい じょう</small> 第4条	<small>けん せきむ</small> 県の責務
<small>だい じょう</small> 第5条	<small>けんみん せきむ</small> 県民の責務
<small>だい じょう</small> 第6条	<small>しちやうそん れんけい</small> 市町村との連携
<small>だい じょう</small> 第7条	<small>ざいせいじやう そち</small> 財政上の措置
<small>だい しょう</small> 第2章	<small>しょう りゆう さべつ きんし</small> 障がいを理由とする差別の禁止
<small>だい じょう</small> 第8条	<small>しょう りゆう さべつ きんし</small> 障がいを理由とする差別の禁止
<small>だい じょう</small> 第9条	<small>ふくし ていきやう しょう りゆう さべつ きんし</small> 福祉サービスの提供における障がいを理由とする差別の禁止
<small>だい じょう</small> 第10条	<small>いりやう ていきやう しょう りゆう さべつ きんし</small> 医療の提供における障がいを理由とする差別の禁止
<small>だい じょう</small> 第11条	<small>しょうひん はんばいおよ ていきやう しょう りゆう さべつ きんし</small> 商品の販売及びサービスの提供における障がいを理由とする差別の禁止
<small>だい じょう</small> 第12条	<small>ろうどうおよ こやう しょう りゆう さべつ きんし</small> 労働及び営業における障がいを理由とする差別の禁止

だい じょう 第13条	こうきょうてきせつおよ こうきょうこうつうきかん りよう しょう りゆう さべつ 公共的施設及び公共交通機関の利用における障がい理由とする差別の きんし 禁止
だい じょう 第14条	ふどうさんとりひき しょう りゆう さべつ きんし 不動産取引における障がい理由とする差別の禁止
だい じょう 第15条	じょうほう ていきょうおよ じゅうりょう しょう りゆう さべつ きんし 情報の提供及び受領における障がい理由とする差別の禁止
だい じょう 第16条	きょういく はいりょ 教育における配慮
だい しょう 第3章	しょう ひと たい りかい ふか およ しょう りゆう さべつ 障がいのある人に対する理解を深め、及び障がい理由とする差別の かいしょう はか しさく 解消を図るための施策
だい じょう 第17条	とくていそうだん 特定相談
だい じょう 第18条	せんもんそうだんいん 専門相談員
だい じょう 第19条	れんけいおよ きょうりょく 連携及び協力
だい じょう 第20条	あつせんの もうした あつせんの申立て
だい じょう 第21条	あつせん
だい じょう 第22条	かんこく 勧告
だい じょう 第23条	こうひょう 公表
だい じょう 第24条	けいはつかつどうとう すいしん 啓発活動等の推進
だい しょう 第4章	ざっそく 雑則
だい じょう 第25条	いにん 委任
ふ そく 附 則	

おおいたけんべつぷし
22.大分県別府市

しょうがいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例

ぜんぶん 前文	あり
だい しょう 第1章	そうそく 総則
だい じょう 第1条	もくてき 目的
だい じょう 第2条	ていぎ 定義
だい じょう 第3条	きほんりねん 基本理念
だい じょう 第4条	し せきむ 市の責務
だい じょう 第5条	しみんおよ じぎょうしゃ せきむ 市民及び事業者の責務
だい じょう 第6条	ごうりてきはいりよ ひょうか 合理的配慮の評価
だい しょう 第2章	しょうがいのある人への差別及び虐待をなくすための取組
だい せつ 第1節	さべつおよ ぎやくたい きんし 差別及び虐待の禁止
だい じょう 第7条	さべつ きんし 差別の禁止
だい じょう 第8条	ぎやくたい きんし 虐待の禁止
だい せつ 第2節	そうごりかい そくしん 相互理解の促進
だい じょう 第9条	ていぎ 定義なし
だい せつ 第3節	ごうりてきはいりよ 合理的配慮
だい じょう 第10条	せいかつしえん かん ごうりてきはいりよ 生活支援に関する合理的配慮

だい じょう 第11条	せいかつかんきょう かん ごうりてきはいりよ 生活環境に関する合理的配慮
だい じょう 第12条	ぼうさい かん ごうりてきはいりよ 防災に関する合理的配慮
だい じょう 第13条	こようおよ しゅうろう かん ごうりてきはいりよ 雇用及び就労に関する合理的配慮
だい じょう 第14条	ほけんおよ いりょう かん ごうりてきはいりよとう 保健及び医療に関する合理的配慮等
だい じょう 第15条	ほいくおよ きょういく かん ごうりてきはいりよとう 保育及び教育に関する合理的配慮等
だい じょう 第16条	げいじゆつぶんかおよ かん ごうりてきはいりよ 芸術文化及びスポーツに関する合理的配慮
だい しょう 第3章	さべつとうじあん かいけつ しく 差別等事案を解決するための仕組み
だい じょう 第17条	そうだん 相談
だい じょう 第18条	じよげんまた もうした 助言又はあっせんの申立て
だい じょう 第19条	ちようさ 調査
だい じょう 第20条	じよげんまた 助言又はあっせん
だい じょう 第21条	かんこく 勧告
だい じょう 第22条	べつ ぶ ししょうがいしゃさべつとうじあんかいけついいんかい せっち 別府市障害者差別等事案解決委員会の設置
だい しょう 第4章	おや な あととう もんだい かいけつ とりくみ 親亡き後等の問題を解決するための取組
だい じょう 第23条	ていぎ 定義なし
だい しょう 第5章	ざっそく 雑則
だい じょう 第24条	ていぎ 定義なし
ふそく 附則	

かごしまけん
23.鹿児島県

しょうがい ひと ひと とも い かごしま じょうれい
障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例

ぜんぶん 前文	あり
だい しょう 第1章	そうそく 総則
だい じょう 第1条	もくてき 目的
だい じょう 第2条	ていぎ 定義
だい じょう 第3条	きほんりねん 基本理念
だい じょう 第4条	けん せきむ 県の責務
だい じょう 第5条	しちようそん ようせいおよ しえん 市町村への要請及び支援
だい じょう 第6条	けんみん せきむ 県民の責務
だい じょう 第7条	ざいせいじょう そち 財政上の措置
だい しょう 第2章	しょうがい りゆう さべつ きんし 障害を理由とする差別の禁止
だい じょう 第8条	しょうがい りゆう さべつ きんし 障害を理由とする差別の禁止
だい じょう 第9条	ふくし ていきょう しょうがい りゆう ふりえきとりあつか きんし 福祉サービスの提供における障害を理由とする不利益取扱いの禁止
だい じょう 第10条	いりょう ていきょう しょうがい りゆう ふりえきとりあつか きんし 医療の提供における障害を理由とする不利益取扱いの禁止
だい じょう 第11条	しょうひん はんばいおよ えきむ ていきょう しょうがい りゆう ふりえきとりあつか 商品の販売及び役務の提供における障害を理由とする不利益取扱いの きんし 禁止
だい じょう 第12条	ろうどうおよ こよう しょうがい りゆう ふりえきとりあつか きんし 労働及び雇用における障害を理由とする不利益取扱いの禁止

だい じょう 第13条	きょういく しょうがい りゆう ふりえきとりあつか きんし 教育における障害を理由とする不利益取扱いの禁止
だい じょう 第14条	こうきょうてきせつおよ こうつうきかん りゆう しょうがい りゆう ふりえきとりあつか 公共的施設及び交通機関の利用における障害を理由とする不利益取扱い の禁止
だい じょう 第15条	ふどうさんとりひき しょうがい りゆう ふりえきとりあつか きんし 不動産取引における障害を理由とする不利益取扱いの禁止
だい じょう 第16条	じょうほう ていきょうおよ じゅりょう しょうがい りゆう ふりえきとりあつか きんし 情報の提供及び受領における障害を理由とする不利益取扱いの禁止
だい しょう 第3章	しょうがい りゆう さべつ しさく 障害を理由とする差別をなくすための施策
だい じょう 第17条	そうだん たいおう 相談への対応
だい じょう 第18条	そうだんいん はいち 相談員の配置
だい じょう 第19条	かごしまけんしょうがいしやさべつかいしょうしえんきょうぎかい せっち 鹿児島県障害者差別解消支援協議会の設置
だい じょう 第20条	あつせん もうした あつせんの申立て
だい じょう 第21条	あつせん
だい じょう 第22条	かんこくおよ こうひょう 勧告及び公表
だい じょう 第23条	いけんちんじゆつ きかい ふよ 意見陳述の機会の付与
だい じょう 第24条	ひょうしょう 表彰
だい じょう 第25条	ふきゆうけいはつ 普及啓発
だい しょう 第4章	ざっそく 雑則
だい じょう 第26条	きそく いにん 規則への委任
ふそく 附則	

おきなわけん
24. 沖縄県

しょうがい ひと ひと とも く しゃかい じょうらい
障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり条例

ぜんぶん 前文	あり
だい しょう 第1章	そうそく 総則
だい じょう 第1条	もくてき 目的
だい じょう 第2条	ていぎ 定義
だい じょう 第3条	きほんりねん 基本理念
だい じょう 第4条	けん せきむ 県の責務
だい じょう 第5条	けんみん やくわり 県民の役割
だい じょう 第6条	ざいせいじょう そち 財政上の措置
だい しょう 第2章	しょうがい りゆう さべつ きんしとう 障害を理由とする差別の禁止等
だい じょう 第7条	しょうがい りゆう さべつ きんしとう 障害を理由とする差別の禁止等
だい じょう 第8条	ふくし ていきょう さべつ きんし 福祉サービスの提供における差別の禁止
だい じょう 第9条	いりょう ていきょう さべつ きんし 医療の提供における差別の禁止
だい じょう 第10条	サービス ていきょうとう さべつ きんし サービスの提供等における差別の禁止
だい じょう 第11条	こようとう さべつ きんし 雇用等における差別の禁止
だい じょう 第12条	きょういく きかい ふよ 教育における機会の付与
だい じょう 第13条	けんちくぶつとう りよう さべつ きんし 建築物等の利用における差別の禁止
だい じょう 第14条	こうきょうこうつうきかん りよう さべつ きんし 公共交通機関の利用における差別の禁止

だい じょう 第15条	ふどうさんとりひき さべつ きんし 不動産取引における差別の禁止
だい じょう 第16条	い し ひょうめい じゅりょう さべつ きんし 意思の表明の受領における差別の禁止
だい じょう 第17条	じょうほう ていきょう さべつ きんし 情報の提供における差別の禁止
だい しょう 第3章	しょうがい りゆう さべつとう かいしょう しえん 障害を理由とする差別等を解消するための支援
だい じょう 第18条	しょうがい ひと かん りかい そくしん 障害のある人に関する理解の促進
だい じょう 第19条	さべつじれいそうだんいん たい しえんとう 差別事例相談員に対する支援等
だい じょう 第20条	こういきそうだんせんもんいん 広域相談専門員
だい じょう 第21条	じょげんまた もと 助言又はあっせんの求め
だい じょう 第22条	じょげんまた 助言又はあっせん
だい じょう 第23条	かんこく 勧告
だい じょう 第24条	おきなわけんしょうがい りゆう さべつとう かいしょう かん ちょうせいいいんかい 沖縄県障害を理由とする差別等の解消に関する調整委員会
だい しょう 第4章	しょうがい ひと ひと とも く しゃかい かん きほんてきしさく 障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくりに関する基本的施策
だい じょう 第25条	しょうがい ふくし じゅうじつ 障害福祉サービスの充実
だい じょう 第26条	こよう ば かくだい 雇用の場の拡大
だい じょう 第27条	きょういく じゅうじつ 教育の充実
だい じょう 第28条	いどうとう えんかつか ほか としとう およ かの 移動等の円滑化を図るための都市等のデザイン及びバリアフリー化の そくしん 促進
だい じょう 第29条	ちゅうしゃじょう かくほとう 駐車場の確保等

だい じょう 第30条	じゅうたくかんきょう せいび 住宅環境の整備
だい じょう 第31条	しょうがい とくせい おう じょうほうていきょう 障害の特性に応じた情報提供
だい じょう 第32条	さべつとう みんかん かつどう そくしん 差別等をなくすための民間の活動の促進
だい じょう 第33条	しょうがい ひとどうし そうだんたいせい じゅうじつ 障害のある人同士による相談体制の充実
だい じょう 第34条	ぶん かげいじゆつかつどうとう さんか かんきょう せいび 文化芸術活動等に参加できる環境の整備
だい じょう 第35条	しちょうそんぼうさいけいかく かん じょうほうていきょうとう 市町村防災計画に関する情報提供等
だい じょう 第36条	りとうとう しょうがい ひと たい ふくし じゅうじつ 離島等における障害のある人に対する福祉の充実
だい じょう 第37条	きほんてきしさく けいかくてきすいしん 基本的施策の計画的推進
だい しょう 第5章	ざっそく 雑則
だい じょう 第38条	きそく いにん 規則への委任
だい しょう 第6章	ばっそく 罰則
だい じょう 第39条	ていぎ 定義なし